

# 令和4年久喜宮代衛生組合議会第1回定例会 第23日

令和4年3月23日（水曜日）

議事日程（第2号）

- 1 開 議
- 2 管理者提出追加議案の上程（議案第5号）
- 3 提案理由の説明
- 4 議案に対する質疑
- 5 討論・採決
- 6 議長挨拶
- 7 管理者挨拶
- 8 閉 議
- 9 閉 会

午前9時01分開議

出席議員（14名）

1番	春	山	千	明	君	2番	新	井	兼	君
3番	渡	辺	昌	代	君	4番	成	田	ルミ子	君
5番	塚	村	香	織	君	6番	泉	伸	一郎	君
7番	大	橋	きよみ	み	君	8番	齊	藤	広子	君
9番	園	部	茂	雄	君	10番	鈴	木	松	君
11番	川	野	武	志	君	12番	小	河	原	正
13番	猪	股	和	雄	君	14番	丸	山	妙	子

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した人

管理 者	梅	田	修	一	君	副管理 者	新	井	康	之	君
会理 計者	土	堂	和	弘	君	参 与	荻	野	和	久	君
参 与	吉	永	吉	正	君	事務局長	宮	内	敦	夫	君
総務課長	佐	藤	賢	治	君	業務課長	鈴	木	昌	利	君
施設課長	諒	訪	忠	司	君	總務課幹	松	本	弘	文	君
業務課長 補佐	赤	羽	貴	裕	君	菖蒲清掃 センター長	小	林	利	夫	君
八甫清掃 センター長	月	安	高	広	君						

本会議に出席した事務局職員

書記	森	田	洋	輔		書記	石	川	陽	平
書記	鈴	木	優	二		書記	伊	奈	貴	洋

## ◎報告等

○議長（丸山妙子君） おはようございます。開会前ではございますが、執行部から資料の訂正の申出等がありました。

事務局長、お願ひします。

[事務局長 宮内敦夫君登壇]

○事務局長（宮内敦夫君） おはようございます。開会前の貴重なお時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

本会議に上程いたしました議案に関する資料につきまして表記に誤りがございましたので、ご報告申し上げます。議案書と一緒に配付させていただきました議案参考資料の11ページでございます。（7）、清掃一般事務管理事業、菖蒲の特徴、増減理由等の欄に誤りがございました。水道料金等を含めた光熱水費を記載すべきところを、電気料金のみの金額で記載をしてしまいました。正しい数値につきましては、本日配付させていただきましたとおりでございます。今後このようなミスのないよう十分注意してまいりたいと思いますので、ご容赦いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。



## ◎開議の宣告

(午前 9時01分)

○議長（丸山妙子君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名でございます。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



## ◎管理者提出追加議案の上程

○議長（丸山妙子君） 管理者から追加議案について提出の申出がありました。

議会運営委員会の委員におかれましては、次の休憩時に議会運営委員会の開催をお願いします。

では、休憩といたします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時07分

○議長（丸山妙子君） では、再開いたします。



## ◎議会運営委員長報告

○議長（丸山妙子君） ただいま議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長の報告を求めます。

齊藤議会運営委員会委員長。

[議会運営委員長 齊藤広子君登壇]

○議会運営委員長（齊藤広子君） ただいま議長から要請を受けて、議会運営委員会を開催いたしましたので、その概要につきましてご報告申し上げます。

管理者提出追加議案1件を提出したいとの申出がありましたので、協議いたしました結果、議案第5号といたしまして久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を本日の日程に追加し、議題とすることと決定いたしました。

以上でございます。



## ◎日程の追加

○議長（丸山妙子君） お諮りいたします。

委員長の報告のとおり、管理者提出議案1件を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） ご異議なしと認めます。

よって、管理者提出議案1件を本日の日程に追加し、本日の議題とすることに決定いたしました。

議事日程については、あらかじめ配付をさせていただきましたので、ご了承をお願いします。



## ◎管理者提出追加議案の上程

○議長（丸山妙子君） 追加日程第2、議案第5号を上程し、議題といたします。



## ◎提案理由の説明

○議長（丸山妙子君） 追加日程第3、管理者より追加議案について提案理由の説明を求めます。

管理者、お願いします。

[管理者 梅田修一君登壇]

○管理者（梅田修一君） 皆様、改めましておはようございます。本日、追加議案を提出いたしましたところ、ご了承を賜りご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。

それでは、追加議案のご説明を申し上げます。追加議案書の1ページをお開きください。議案第5号 久

喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。非常勤職員の育児休業等の取得要件緩和に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。

議案第5号の詳細につきましては、事務局長をして説明申し上げますので、慎重審議の上、速やかなご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（丸山妙子君） 続きまして、提出議案の補足説明を求めます。

事務局長、お願いします。

[事務局長 宮内敦夫君登壇]

○事務局長（宮内敦夫君） それでは、ご説明させていただきます。

議案第5号 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。追加議案書の1ページ、併せて別冊の条例の一部改正等に伴う新旧対照表、追加議案分の1ページを御覧いただきたいと存じます。妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援に関しましては、昨年8月に国家公務員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置について人事院から勧告され、国におきましては非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件を緩和する関係法令が、令和4年4月1日に施行予定とされているところです。

久喜宮代衛生組合におきましても、地方公務員法第24条第4項により、職員の勤務時間、休日、休暇その他の勤務条件について、国家公務員との権衡を図る必要があることから、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等について、国家公務員に準じた内容で改正を行うことが適当と考えまして、職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。追加議案分の新旧対照表の1ページを御覧願います。第2条の改正につきましては、育児休業をすることができない職員について、第3号中アの在職1年以上の要件を削除し、イ、ウをそれぞれ繰り上げるものでございます。

第19条の改正につきましては、部分休業をすることができない職員について、育児休業と同様、第2号、アの在職1年以上の要件を削除し、条文の文言を整理するものでございます。

本条例につきましては、ご議決いただきましたら、令和4年4月1日から施行するものでございます。なお、本条例につきましてご議決をいただいた場合に施行する関係規則について、追加議案分の議案参考資料に記載いたしましたので、参考にご確認をお願いいたします。

以上が議案第5号 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（丸山妙子君） 以上で補足説明を終わります。

議案第5号に対する質疑については、通告を省略し、議案第4号に対する質疑の後にお受けいたします。



#### ◎議案に対する質疑

○議長（丸山妙子君） 日程第4、議案に対する質疑をお受けいたします。

議案第1号 令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第2号）についての質疑は通告がござい

ませんでしたので、議案に対する質疑を打ち切ります。

次に、議案第2号 令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計予算についての質疑をお受けいたします。

なお、この議案につきましては、歳入、歳出に分けて通告順に順次お受けいたします。

まず、歳入からお受けいたします。

猪股議員、お願ひします。

[13番 猪股和雄君登壇]

○13番（猪股和雄君） 議案第2号、一般会計予算につきまして質疑をしてまいります。

まず、9ページです。組合負担金についての増減についてお伺いいたします。まず、共通経費分なわけですけれども、これは負担金は共通経費分、それから久喜宮代センター一分とも均等割10%、所有割90%という算定方法になっているわけですけれども、この共通経費分についてまず見てみると、予算額で比較すると久喜市が微減となっているのに対して、宮代町のほうが増加しています。この理由について説明をしてください。単純に考えれば、市、町それぞれの処理量の増減が反映された。宮代町の処理量の増が大きいということになるのかなと思いますけれども、説明をお願いいたします。

イとしまして、久喜宮代センターの分です。こちらについては、両市町とも増となっています。これは、両市町とも増えるということは、宮代のほうが増は大きいわけですけれども、全体の経費が増えているということになるのかどうか。久喜市についてはプラス1.17%、宮代町はプラス2.38%になっていますが、令和2年度のごみ処理量が基準となっています。そうしますと、宮代町のごみ処理量の増がより大きいということになるのでしょうか。その両市町のごみ処理量の増加について、違いを説明していただきたいと思います。

同じく9ページで塵芥処理手数料です。3センターとも減と見込んでいます。これについては、昨年もそうなのですけれども、コロナ禍によってごみ量全体が減っているということで理解できるのですけれども、そういうことなのかどうか、説明をお願いいたします。

同じく9ページ、粗大ごみ処理手数料です。これにつきましては、塵芥処理手数料の減に対しまして3センターとも増額となっています。これは、ちょっと先ほど（2）のほうと相反するような傾向になっているのですけれども、ちょっと理解に苦しんでいます。その理由についてお伺いいたします。

次に、循環型社会形成推進交付金です。これは、前年度の550万円から1,672万円と大幅な増額となっています。この理由、対象事業は何なのかを説明してください。

それから、次が11ページです。物品売払い収入です。資源回収物の売却代金が全体で増額と見込んだ理由についてお伺いいたします。20年度から21年、22年と増減が大きくなっています。これについては、資源物のそれぞれの市況の変化によるものなのかどうか。それから、廃自転車類の売却先と、3センターとも前年の予算額と同額と見込んでいますけれども、その理由についてお伺いをいたします。変化がないということでしょうか。

次が、13ページです。ペットボトル有償入札拠出金プラス64%、大幅な増額と見込まれています。この理由について説明をしてください。

同じく13ページ、再商品化合理化拠出金です。昨年度に続いて当初予算では見込んでいないのですけれども、その理由と見通し、年度途中でまた出てくるというようなことも過去あったわけですけれども、見

通しについて説明をしてください。

以上です。

○議長（丸山妙子君） 猪股議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹 松本弘文君登壇〕

○総務課主幹（松本弘文君） おはようございます。猪股議員ご質疑のうち、歳入の（1）についてご回答を申し上げます。

初めに、アでございます。組合負担金のうち共通経費につきましては、議会に関する経費や総務課職員の人事費など、本衛生組合事業全般に係る事務に要する経費を賄うための負担金でございます。共通経費分の負担金は、共通経費分の事業費から特定財源を差し引き、負担金として必要な額を算出し、これを均等割分と処理量割分に分け、処理量割分は前々年度の処理量の割合で案分して算出しているものでございます。令和4年度につきましては、共通経費分の事業費に1億9,624万2,000円を計上しており、この金額から特定財源595万3,000円を差し引きますと1億9,028万9,000円が負担金として必要な額となります。この必要額を均等割分1,902万8,900円、処理量割分1億7,126万100円に分け、均等割分は久喜市、宮代町で均等に割り、処理量割分は共通経費の処理量割合、久喜市81.36%、宮代町18.64%で案分いたしますと、市町の負担金は久喜市1億4,885万2,000円、宮代町4,143万7,000円となるところでございます。

増減理由でございます。令和4年度の共通経費分の支出につきましては、前年度比較117万円の増額となっており、前年度と同じ処理量割合であれば、久喜市、宮代町とともに増額となるところでございますが、久喜市の処理量割合は前年度の81.61%から81.36%に、0.25ポイントの減となっていることから、事業費の増額分より処理量割合の減額分のほうが大きく、結果久喜市が減、宮代町が増となったものでございます。

続きまして、イでございます。久喜宮代清掃センタ一分につきましては、久喜宮代清掃センター管内における事業費等に要する経費を賄うための負担金で、算出方法は共通経費と同様でございます。令和4年度の久喜宮代清掃センタ一分の負担金として必要な額は13億9,715万4,000円で、この額を均等割分1億3,971万5,400円、処理量割分12億5,743万8,600円に分け、均等割分は久喜市、宮代町で均等に割り、処理量割分は久喜市64.57%、宮代町35.43%で案分し、久喜市8億8,178万6,000円、宮代町5億1,536万8,000円を計上したものでございます。

増減理由でございます。令和4年度の久喜宮代清掃センタ一分の支出につきましては4,777万3,000円の増額となっており、前年度と同じ処理量割合であれば、前年度と同じ割合で増額となるところでございますが、令和4年度の久喜宮代清掃センタ一分の処理量割合は、久喜市が0.29ポイントの減、宮代町が0.29ポイントの増となっていることから、ご質疑にありましたとおり、処理量割合の増減により増額分に差があるところでございます。

なお、当初予算編成において使用した処理量割につきましては、令和2年度の処理量割の暫定値でございまして、令和4年度内におきまして確定値で算出し、補正してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（丸山妙子君） 業務課課長補佐。

[業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） おはようございます。猪股議員のご質疑のうち、私から（2）と（3）、（5）の前段、（6）と（7）についてご答弁申し上げます。

初めに、（2）でございます。塵芥処理手数料の減の理由は、主にコロナ禍に伴う事業系ごみの搬入量の減少によるものでございます。

次に、（3）でございます。粗大ごみ処理手数料につきましては、予算積算時における直近1年間の粗大ごみ処理券の販売枚数を基に積算し、増額と見込んだものでございます。

次に、（5）の前段でございます。資源回収物売却代金は、予算編成時の直近の売却単価を基に算出しておりますが、一部品目の単価が上昇しておりますことから増額としたものでございます。

また、令和2年度から4年度にかけての増減幅が大きな理由でございますが、主にコロナ禍による市況の変化が原因と分析しております。資源の売却先である久喜宮代資源リサイクル事業協同組合に確認いたしましたところ、前年度はコロナ禍による景気の停滞から製品需要が落ち込み、原材料の在庫が増えたことから、リサイクル資源の市況価格が下落しましたが、今年度に入り経済活動が復調し、製品需要が回復傾向にあることから、一部原材料について高値で取引されるようになっていると伺っております。

次に、（6）でございます。ペットボトル有償入札拠出金は、引渡し見込み量掛ける、落札見込み単価により積算しております。引渡し見込み量は、今年度169トン、令和4年度170トンと大幅な変動はありませんものの、落札見込み単価は今年度トン当たり2万3,455円に対し、令和4年度は今年度上期と下期の平均落札単価である3万8,280円としているところから増額したものでございます。

落札単価が上昇した理由について、公益財団法人容器包装リサイクル協会に確認いたしましたところ、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で在宅によるペットボトルの排出量が多く、経済も低迷していたために価格は低迷していたが、今年度は経済も回復基調にあり、再生原料の需要も増加したことが原因ではないかとのことでございました。

次に、（7）でございます。再商品化合理化拠出金につきましては、日本容器包装リサイクル協会から昨年10月22日付で容器包装対象物の全ての品目について、市町村への拠出金は発生しない見込みである旨が公表されておりますことを受け、予算計上を見送ったものでございます。しかしながら、令和元年度にはリサイクル協会から同様の見解が示されていたものの、年度終了後に算定したところ、拠出金が発生した例もあり、見通しを判断することは困難でございますことから、今後も動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（丸山妙子君） 施設課課長。

[施設課長 諏訪忠司君登壇]

○施設課長（諏訪忠司君） おはようございます。猪股議員ご質疑の（4）と（5）の後段についてご答弁申し上げます。

初めに、（4）でございます。循環型社会形成推進交付金が増額となった理由につきましては、令和3年度と令和4年度の交付対象が異なっているためございます。令和3年度の交付金の対象につきましては、八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良事業のうち生活環境影響調査業務委託及び業者選定支援業務委託でございます。令和4年度の交付金の対象につきましては、し尿処理施設基幹的設備改良工事及

び改良工事に係る施工等監理業務委託でございます。

次に、(5)でございます。廃自転車類の令和3年度売却先は、埼玉県松伏町にあります株式会社順和商事でございます。令和4年度の売却先につきましては、入札により決定をする予定でございます。また、廃自転車類売却の令和4年度予算額につきましては、3センターの合計で令和3年度と同額となってございます。同額となった理由といたしましては、令和3年度上半期の搬入台数の実績を加味し、令和3年度と売却台数を同数と見込んで予算を計上したことによるものでございます。

なお、売却単価につきましては、参考見積りを徵し、令和3年度予算と同額を見込んでおります。

○議長（丸山妙子君） 再質疑をお受けします。

猪股議員。

[13番 猪股和雄君登壇]

○13番（猪股和雄君） ありがとうございました。最初の組合負担金なのですけれども、説明いただきました算定方法に従ってやっているとこういう数字になるということなのでしょうけれども、ちょっと分かりにくいので、後で資料として算定の式といいますか、配っていただくとありがたいので、議長さん、よろしくお願ひします。

それで、ずっと聞いていて気になっているのが、宮代町におけるごみ処理量の増加、これは基準が2年前ですから、それがずっと現在にも当てはまるのかどうか、それは言えないのでけれども、宮代町におけるごみ処理量の増加ということが、久喜市に比べて顕著になっているように見受けられるわけです。ずっとごみ減量ということでやってきたのが、その意味では宮代町分においては増加に転じてきているのか。人口が最近増えているということも聞いていますので、そういう結果になるのかと思いますが、そこら辺の宮代町における動向、久喜市と比べてどうなっているのか。それから、今後もごみ処理量の増加というのはこのまま傾向として続していくと見られるのかどうか、そこら辺についても見通しがあればお伺いをしておきたいと思います。

それから、粗大ごみ処理手数料の増加の理由として、直近1年間の処理券の販売枚数が増えているからだというふうに説明があったのですけれども、これもそうしますと粗大ごみ処理の量がずっと増加傾向にある、今後も増えていくだろうという見通しなのかどうか。それについて見通し、考え方をお伺いしておきたいと思います。それだけお願ひします。

○議長（丸山妙子君） 猪股議員の再質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹 松本弘文君登壇]

○総務課主幹（松本弘文君） 猪股議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、(1)に関連するごみの量の推移でございます。まず、手元に令和2年度暫定値でございますので、ざっくりとした形で、資料と併せて作成したいと思いますが、大きくここ10年の形で見ていきますと、まずごみでございます。久喜市においては、10年前と比較すると若干減っている。95%前後まで減っている。宮代町につきましても97%まで減っていると。ここ近年では、両市町とも減っている。しかしながら、これはあくまで処理量割合、負担金として表すときには、この割合の問題になりますので、久喜市のほうがより多く減っているというふうな形で、これが処理量割に現れてきているのかなというと

ころでございます。

また、し尿でございます。し尿につきましては、久喜市、こちらは旧久喜区域、また栗橋、鷺宮区域、合わせましてここ10年で98%前後、つまり2%ぐらい減っているというところでございます。なお、宮代町につきましては、ここ10年、約1.5倍、150%前後にまで増えている。これは、恐らく見てきますとほとんどが開発等による多分浄化槽汚泥が増えているのかなというところでございます。こちらにつきましても、やはりし尿につきましては久喜市については減っている、宮代町については増えているというところで、これらも処理量割合がこの近辺、処理量割になって2年でございますが、これら辺の割合となって現れているというふうにシミュレーションしてございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

業務課課長補佐。

〔業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇〕

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 猪股議員の再質疑にご答弁申し上げます。

粗大ごみ処理券の販売数でございますけれども、令和3年と令和2年比較いたしまして、4月から1月の同月比、こちらのほうの割合を見ますと、令和3年のほうが久喜宮代清掃センターの販売枚数がマイナス6.5%、菖蒲清掃センターのほうがマイナス10.7%、八甫清掃センターのほうがマイナス5%と、昨年度に比べて軒並みこちらのほうは減少しております。しかしながら、令和3年度予算につきましては、コロナ禍前の販売数、そちらのほうを基に算定しておりました。ですので、令和2年度よりも粗大ごみの収集量は下がっておりますけれども、コロナ禍前の状況までにはまだの戻り切っていないと、そのような状況にあるとこちらのほうは考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（丸山妙子君） 再々質疑をお受けします。

猪股議員。

〔13番 猪股和雄君登壇〕

○13番（猪股和雄君） ごめんなさい。私の理解がよくできない。粗大ごみ処理手数料で2年度比で令和3年度、それぞれ久喜宮代で6.5%で、菖蒲で10.7%で、八甫で5%で減ってきてているのだけれども、それでも今後増加傾向にあるということですか。コロナ禍前にはまだ復活していないという言い方をされたのかな。そうすると、前年度比、令和3年度は減ってきたけれども、そこからまた増えてきているという意味でしょうか。ちょっとよく分からぬ。もう一回お願ひします。

○議長（丸山妙子君） 猪股議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

業務課課長補佐。

〔業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇〕

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 猪股議員の再々質疑にご答弁申し上げます。

令和2年度につきましては、外出自粛に伴う巣籠もりの際の家財の整理等に由来すると思われる粗大ごみの予約収集量が非常に増加いたしました。令和3年度につきましては、その令和2年度よりも減少しております。来年度につきましても、家財の整理のほうは一段落したと私どものほうは考えておりますので、さらに下がるものとは考えております。そのようなこちらのほうは考え方でなっております。よろしくお願ひいたします。

[「負担金も増額してんの」と言う人あり]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） すみません。この増額の理由ですが、積算のほうがおととし8月から昨年7月までの1年間のこちらの販売量を基に積算しております。半分はこちらのほう、令和2年度にかかっているというところもあって、少し多めに盛っているようなところはございますけれども、1年間の実績ということでやっておりますので、このような数字になっているものでございます。

○議長（丸山妙子君） 以上で猪股議員の質疑を打ち切ります。

では、渡辺議員、お願いします。

[3番 渡辺昌代君登壇]

○3番（渡辺昌代君） 3番、渡辺です。議案第2号 令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について質疑をさせていただきます。歳入の部分です。

8ページ、1、分担金及び負担金の負担金でお伺いいたします。前者の方も聞いておりましたが、私は全体で聞かせていただきます。令和4年度の予算では、前年に比べて負担金が減額になっておりました。金額としては5,314万円の減ということです。衛生組合のコロナ対策が進んでいない現状から考えれば、久喜宮代からの負担金は新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用するなどして増額すべきだと指摘をしてまいりました。先日の一般質問では、これらについて協議すると返答いただきましたが、この予算の中ではコロナ対策が進められるとはちょっと思えなかったのです。以下、お伺いします。

（1）です。予算を編成するときに、コロナ対策経費についてはどのように検討し、サーナカルマスク、ゴム手袋、サンガラス、空気清浄機や自動清浄機の配置、トイレの洋式化などの対応はどう考えたのか、お伺いをいたします。

（2）です。コロナ対策を進めるべきだと考えます。補正予算で負担金の増額をして、エッセンシャルワーカーとして働く職員を守るべきではないのか、お伺いいたします。

8ページです。2です。使用料及び手数料の手数料でお伺いいたします。塵芥処理手数料、し尿処理手数料に係る消費税は幾らと試算したのか、決算書に従ってお聞きしたいと思いますので、そのように答えていただければありがたいです。

10ページです。財産収入の財産売払収入でお伺いします。（1）につきましては、前者のことで分かりましたので、結構です。

（2）につきまして、金属類の売払いの菖蒲、八甫の減についての説明をお願いいたします。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹 松本弘文君登壇]

○総務課主幹（松本弘文君） 渡辺議員のご質疑の歳入の1につきましてご答弁を申し上げます。

初めに、（1）でございます。本衛生組合におきましては、職場におけるクラスターの発生危険、また廃棄物由来の感染危険を排除することを念頭に感染防御対策を実施しており、また久喜市のご協力をいただき、職員、関係する許可業者、委託業者の従業員を対象としたワクチンの早期接種も実施したところでございます。令和4年度の当初予算編成に当たりましても、本衛生組合の事業継続のための物品、資機材の購入費として、2款総務費、1項総務管理費、1目総務管理費、事業（2）、一般事務管理事業（共通）

の10節需用費、消耗品のうち17万6,000円を計上したところでございます。

次に、(2)でございます。新型コロナウイルスの脅威が長期化する様相を示している中、本衛生組合の業務の継続のため感染防止対策を講じることは大変重要なことと認識してございます。今後構成市町と協議しながら、必要な感染防止対策を講じてまいります。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

業務課課長補佐。

〔業務課課長補佐 赤羽貴裕君登壇〕

○業務課課長補佐（赤羽貴裕君） 渡辺議員ご質疑のうち、2についてご答弁申し上げます。

塵芥処理手数料及びし尿処理手数料のうち消費税分につきまして、予算書8ページ、9ページの掲載順に申し上げます。1目塵芥処理手数料、1節現年度分の消費税分が2,114万7,840円、3節死亡犬猫等取扱手数料1万4,550円、4節粗大ごみ処理手数料345万円、2目し尿処理手数料、1節現年度分105万5,630円、2節滞納繰越し分820円でございます。これらを合計いたしました手数料全体における消費税分は2,566万8,840円となっております。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

施設課課長。

〔施設課長 諏訪忠司君登壇〕

○施設課長（諏訪忠司君） 渡辺議員ご質疑のうち、3の(2)につきましてご答弁を申し上げます。

菖蒲及び八甫清掃センター金属類売却が減になった理由につきましては、金属類の市況が不透明なため、安全率を見て算定方法を変更したためでございます。令和3年度の単価につきましては、前年度の上半期の契約額を予算計上しておりました。令和4年度の単価につきましては、4社の参考見積もりの平均額で算出したものを予算計上したものでございます。

○議長（丸山妙子君） 再質疑をお受けします。

渡辺議員。

〔3番 渡辺昌代君登壇〕

○3番（渡辺昌代君） 再質疑をさせていただきます。

1番について再質疑をさせていただきます。今重要なことと考えると、私も本当にそのように思っています。これだけ感染が増えて、要するに感染拡大が市民の中に、町民の中に爆発的に増えてしまって、やはり出されるごみというのは感染されたものが出されるのではないかということが予想されます。その割合はやはり大きくなるから、従業員の危険性も増していくし、当然職場内でのクラスターも考えられるということもありますので、私たちが考えるには、もしクラスターが発生したり、そういう状況でこの職員の方が半分いなくなってしまったら、本当にごみ収集の業務自体が成り立たなくなってしまうような状況になってしまふことがありますので、やはり早急に対応していただきたいというのがお願いです。

その中で重要なことというふうに考えていただいたので、これからやっていただけると思うのですけれども、今現在やれていること、今現在進めてやってできることと、この17万6,000円で何をするのか。そして、今後それだけでは、私は17万6,000円では足りないと思うのですけれども、今後対策として取り組めそうなところ、そういうふうに予想できているところをお答えいただきたいなと思うのですが。それ

にするのにしては、全体で5,314万円の減であって、その中の共通経費分です。共通経費の分が結局事務経費とかいろいろになると思いますので、ここの経費分が削減されているのがちょっと腑に落ちなかつたものですから、今回質問させていただいたのですけれども、このところをやはり増やさなければならぬのではないか。そのためには、やはり負担分を請求しなければならない。ここを増額させなければならぬのではないかと思うのですけれども、そのお考えはどのようになるのか、もう一度お願いしたいなと思います。

貴金属については分かりました。消費税についても分かりました。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の再質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹 松本弘文君登壇]

○総務課主幹（松本弘文君） 渡辺議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

まず、令和4年度予算案に計上いたしました内訳でございます。まず、不織布マスク、こちらが100箱、全職員に配付する分、また手指アルコール、ハンドソープというような消耗品類で17万6,000円を計上したところでございます。

今後どういった形で取り組んでいくかという部分でございます。正直なところ、令和4年度の予算編成時におきましては、職員もワクチンが全て2回打ち終わった。かつ社会全般の中もワクチンの接種率が上がってきてている。そうした中で、東京都、埼玉県の感染者数が減ってきてているというような、正直なところ楽観視した状況で予算編成したのも事実でございます。こういった中で、一般質問でも協議するということでご答弁申し上げたところでございますが、今の段階でこれが必要、これがこうだというのではないのですけれども、いま一度長期化していくであろうという前提の中で、この組合の業務継続のためにどういった資機材、物品が必要かということを全局的にいま一度取り組み、もう一度考えまして、全体的な計画、そして目標を持った形で考えていきたいなと考えているところでございます。

また、そうした際には、ご質疑にありました空気清浄機であるとか、例えば手袋である、そういった感染防御用物品、必要なものをちょっとたたき出しまして、場合によっては補正の中でご審議をお願いすることもあるらうかと思います。そこら辺の時期でございますが、来年度早々、春先のうちにはある程度の考え方をまとめていきたいと考えてございます。

○議長（丸山妙子君） 再々質疑をお受けいたします。

渡辺議員。

[3番 渡辺昌代君登壇]

○3番（渡辺昌代君） 早急に考えていただけるというお答えをいただきましたので、要望になります。せひともこの衛生組合の中で、やはり何か事が起きてしまって、感染者が増えてしまって、収集業務が止まってしまうなどということになってはいけないので、やはりその辺りは各市町とよく相談をしていただいて、しっかりとここは優先順位の高いところなのだということも認識していただいて、ちゃんとやっていただきたいなと思いますので、早急に必要なものはやはり配備していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（丸山妙子君） 以上で渡辺議員の質疑を打ち切ります。

これをもちまして、議案第2号の歳入に対する質疑を打ち切ります。  
次に、議案第2号の歳出に対する質疑を通告順にお受けいたします。  
初めに、猪股議員、お願ひします。

[13番 猪股和雄君登壇]

○13番（猪股和雄君） 歳出の21ページです。まず最初に、周辺地区環境整備事業（八甫）ですけれども、毎年これは予算決算で確認をさせていただいているけれども、対象事業の新年度計画を説明してください。

それから、35ページです。業務用生ごみ処理機補助金です。各センターの21年度の実績と新年度見積り件数、見込みになりますけれども、お願ひをいたします。これについては、特に1年間で急に出てくるというよりも、前年度からの協議、相談、指導、働きかけ等々の結果として購入される補助をするということになっています。これまでの問合せや事業者との協議、組合からの働きかけの状況等についても説明をしてください。特にこれはこの間ずっと継続して聞いておりますが、久喜市の新学校給食センターへの導入の働きかけ、これに対して久喜市の協力はどうなっているでしょうか。各学校への設置ということは考えられないのかです。

次に、生ごみ処理容器購入費補助金です。これは、久喜宮代が27%、八甫が6%、菖蒲が倍増、非常にセンターによってばらつきがある。よく分からぬのですけれども、実績を踏まえたものというふうに理解してよいのかどうかです。

次に、資源集団回収事業の報償金です。これもセンターによってかなりばらつきがあります。大きく状況が違っています。久喜宮代がマイナス5%、八甫がプラスの11%、菖蒲が13%増と見込んだ理由、これも実績を踏まえたものというふうに理解してよいのでしょうか。お願ひします。

次が、34ページですが、塵芥処理費です。各清掃センターごとにごみ、資源、それぞれの搬入量と増減見通しを明らかにしてください。資料として提出をお願いいたします。特に家庭系ごみの減量見通しについて、認識をお伺いしておきたいと思います。

4つ目です。久喜市のごみ処理基本計画では、数値は以下のようになっています。現状維持、大幅減量の計画数値もあるのですけれども、ほとんど当てになってしまって、現状維持時の数値に対してどのように増えているのか、減っているのかという比較をせざるを得なくなっています。ごみ総排出量4万6,000トン、家庭系燃やせるごみ2万6,000トン、事業系燃やせるごみが8,500トン、家庭系ごみ原単位は1人1日当たり479グラムとか、焼却処理量3万6,000トン、燃やせるごみ総量で3万5,000トン、1人1日当たりの焼却処理量676グラム、最終処分量1,618トン、1人1日当たり最終処分量29.9グラム、こういう数値があるのでけれども、どうもこの計画と大きく乖離しているように見えます。それぞれ令和4年度の排出量、処理量、見込んでいる数値があればお願ひいたします。

次に、37ページからですけれども、3センターともごみ、資源の収集業務委託がほとんど変わらない中で、八甫の資源回収業務委託料が増なっていますが、この理由をお伺いいたします。

次に、41ページ以降ですけれども、ごみ処理施設運転管理業務委託料、これは久喜宮代、菖蒲がほとんど変わらないのに対して、八甫が大きく11%の減なっています。特にごみ処理施設の運転管理業務委託料だけを見ると12%の減なっています。その理由をお伺いいたします。

それから、各センターのごみ処理施設整備工事、久喜宮代ではごみ焼却施設機器修繕工事で1億6,000万円、粗大ごみ処理施設機器修繕工事5,600万円、菖蒲がごみ処理施設機器修繕工事で2億1,000万円、八甫、粗大ごみ処理施設機器修繕工事で5,000万円、かなり大きな数値が計上されています。新年度の工事の計画について説明をしてください。

43ページですけれども、塵芥処分業務、3センターともそれぞれの業務がほぼ同額で推移していますけれども、久喜宮代、それから菖蒲で焼却灰運搬業務がここに記載がなくなっているのですが、その理由をお願いいたします。

菖蒲で焼却灰路盤材原料化業務、廃プラスチック運搬業務の増が大きくなっていますが、その理由について説明してください。

小型家電再資源化業務委託事業の内容を説明してください。

43ページ以降ですが、塵芥処分業務で3センターごとに焼却灰、ばいじん、残渣等の最終処分量と処分先の計画を一覧の資料にして出していただきたい。お願いしておきます。

路盤材等は、実際の工事等に活用されているのかどうか。これも今まで一部明らかにしてもらったことがありますけれども、この活用先について明らかにください。

昨年度と処分方法、処分先を変える、または処分量が大きく変えるところがあれば説明をしてください。

以上です。

○議長（丸山妙子君） 猪股議員の質疑に対する答弁を求めます。

業務課八甫清掃センター所長。

[八甫清掃センター所長 月安高広君登壇]

○八甫清掃センター所長（月安高広君） 猪股議員ご質疑のうち、(1)と(5)について答弁申し上げます。

まず初めに、(1)でございます。周辺地区環境整備事業（八甫）でございますが、鷺宮・栗橋生活環境保全協議会負担金の100万円と幸手関係地区住民環境衛生負担金の80万円、合計で180万円でございます。鷺宮・栗橋生活環境保全協議会では、年度当初に開始される総会において事業計画を決定しております。例年ごみ分別の啓発運動や不法投棄防止活動等、地域環境の保全を柱とした活動経費と、地区交付金としてごみ集積所の維持管理経費等に充てられております。また、幸手関係地区住民環境衛生負担金といたしましては、年度末に対象地区から使途報告書を受領しており、例年清掃活動やごみ集積所の維持管理経費等に充てられております。

次に、(5)でございます。収集業務委託料の予算積算につきましては、本年度の契約額を基に人件費や燃料費等の変動要因を加味して、3清掃センターが同じ基準で算定しております。しかしながら、八甫清掃センターでは他の清掃センターと異なり、旧鷺宮町と旧栗橋町がそれぞれ実施していた収集業務をそのまま栗橋鷺宮衛生組合が継承し、現在に至っております。したがいまして、栗橋地区と鷺宮地区をそれぞれ異なる業者に委託していることから、契約件数が多く、個々の契約の積算額を積み上げておりますことから、来年度予算額の増に影響を及ぼしたものでございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

業務課課長補佐。

[業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 猪股議員のご質疑のうち（2）から（4）についてご答弁申し上げます。

初めに、（2）でございます。業務用生ごみ処理機機購入費等補助金の今年度の実績でございますが、現在のところ久喜宮代清掃センター管内で1件、88万2,000円の補助を交付しております。また、新年度の見積件数といたしましては、現在度額200万円を2基分、計400万円を予算計上しておりますが、現在1件の事業所から相談を受けております。今後処理機を導入していただけるよう、助言等の働きかけを積極的に行ってまいりたいと考えております。

一方の久喜市立学校給食センターにつきましては、導入を検討していただけるよう、直近では昨年12月に市教育委員会に働きかけを行っております。なお、各学校への処理機の設置でございますが、現在給食の残渣は給食センターが回収しておりますことから、各学校で処理する場合、現行方式の見直しが必要となります。導入経費の面からも、構成市町にて検討いただく事項であろうと考えております。

続いて、生ごみ処理容器等購入費補助金でございます。新年度予算につきましては、ここ数年の傾向と実績を基に積算を行っております。特に菖蒲清掃センターにつきましては、交付件数が増加していることから、電気式生ごみ処理機を4基、コンポストを6基追加したものでございます。そして、資源集団回収事業報償金につきましては、近年のコロナ禍の影響により、各団体の回収量の変動が大きくなっていることから、積算を従来の実績に基づく平均値から算出する方法から、過去数年間で最も回収量が多かった年を参考に算出する方法へと改めたことにより増加したものでございます。

なお、久喜宮代清掃センターは、登録団体が減少していることから、1団体当たりの回収見込み量は増加しているものの、予算は減としたものでございます。

次に、（3）でございます。各センターにおけるごみ、資源の搬入量の増減見通しといたしまして、資料を調製し、本日皆様のお手元にお配りしてございますので、ご確認いただきたいと思います。議案質疑参考資料の1ページでございます。搬入見込み量につきましては、実績に基づき算出しております。特に家庭系ごみについては、昨年度はコロナ禍に伴う巣籠もりの影響により増加したものの、本年度は一転して減少傾向にあり、来年度も同様に推移するものと考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の状況が見通せないことから、正確な予測は困難でありますことをご理解賜りたいと存じます。

次に、（4）でございます。先ほどの搬入量見込みに基づく久喜市における令和4年度の排出量、処理量の見込みにつきましてご答弁申し上げます。初めに、資源集団回収量を含むごみ総排出量、こちらが4万6,275トン、続いて家庭系燃やせるごみが2万5,446トン、事業系燃やせるごみが8,355トン、家庭系ごみの資源を除いた原単位が1人1日当たり506.9グラム、焼却処理量が3万5,227トン、燃やせるごみ総量3万3,801トン、1人1日当たり焼却処理量636.9グラム、最終処分量915トン、1人1日当たり最終処分量16.5グラムとなってございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

施設課課長。

〔施設課長 諏訪忠司君登壇〕

○施設課長（諏訪忠司君） 猪股議員ご質問の（6）から（9）についてご答弁申し上げます。

初めに、（6）でございます。ごみ処理施設運転管理業務委託につきましては、3センターとも令和3年度から3年間の長期継続契約を締結しておりますことから、令和4年度が契約期間の2年目となっており

ます。このため、令和4年度の当初予算は、令和3年度の確定した額を基に全体的に減額となったものを計上いたしました。なお、長期継続契約に限らず、予算編成時は参考見積りを基に予算要求をさせていただいており、契約額と開きが生じることがございます。八甫清掃センターごみ処理施設運転管理業務委託におきましては、参考見積額と契約額を比較いたしまして内容の変更が生じたものではなく、経費率が下がったことによるものでございます。

次に、(7)でございます。各センターのごみ処理施設機器修繕工事の内訳につきまして、主な内容を申し上げます。久喜宮代清掃センターのごみ焼却施設機器修繕工事につきましては、焼却炉耐火物修繕、ガス冷却室耐火物修繕、ごみクレーン修繕、灰出し設備修繕を見込んでございます。粗大ごみ処理施設機器修繕工事につきましては、破碎機器修繕、ダンピングボックス修繕、バグフィルター修繕、貯留ホッパー修繕を見込んでございます。

菖蒲清掃センターのごみ処理施設機器修繕工事、焼却施設では焼却炉耐火物修繕、集じん機の修繕、風道・煙道ダンパー類修繕、落じん灰コンベヤーの修繕、ナンバー1ダスト排出コンベヤー修繕、延焼用空気予熱器の修繕、火格子の修繕、急冷塔本体の修繕、ごみクレーンの修繕を見込んでございます。粗大ごみ処理施設では、破碎機修繕、切断機の修繕、ナンバー1、2破碎物搬送コンベヤーの修繕、ナンバー1、2可燃物コンベヤーの修繕、トロンメルの修繕を見込んでございます。

八甫清掃センターの粗大ごみ処理施設機器修繕工事につきましては、不燃ごみ磁選機更新、バグフィルター用ダブルダンパー更新、破碎機の修繕、金属プレス機の修繕、供給コンベヤーの修繕、アルミ選別機の修繕を見込んでございます。

次に、(8)でございます。塵芥処分事業の業務委託における令和4年度当初予算につきましては、事業者からの参考見積りを用いて積算しております。令和4年度の久喜宮代清掃センター焼却灰路盤材原料化業務委託につきましては、契約事務の効率化を考慮し、令和3年度まで別々に契約をしていた焼却灰路盤材原料化業務委託と焼却灰運搬業務委託を一括して契約をするものでございます。このため、令和4年度当初予算では、焼却灰運搬業務委託がなくなり、焼却灰路盤材原料化業務委託が増となっております。

菖蒲清掃センターの焼却灰路盤材原料化業務委託が増になった理由につきましては、久喜宮代清掃センターと同様に、焼却灰運搬業務委託が同業務委託に含まれたことによります。あわせて、処理単価の増及び今年度上半期の実績に基づき、処理量を増やしたためございます。廃プラスチック運搬処理業務が増となった主な理由といたしましては、海外での廃棄物の輸入規制等の影響によりまして、廃プラの処分費用について市場価格が高騰しているためでございます。このことから、令和4年度分の処理単価について参考見積書を徴した結果、当該業務の処理単価が令和3年度より高額となったものでございます。

次に、小型家電再資源化業務委託につきましては、小型家電のうち取り出し不可能な充電式電池が内蔵されている小型家電を委託処理するものでございます。委託処理の内容でございますが、取り出し不可能な充電式電池内蔵の小型家電を新たに有害ごみとして分別収集するとともに、収集した小型家電は国の認定事業者へ引渡し、各種金属類に再資源化処理を行うものでございます。

次に、(9)でございます。3センターごとに焼却灰、ばいじん、残渣等の最終処分量と処分先の計画につきましては、参考資料2ページのとおりでございます。ご確認をお願いいたします。なお、処分方法、処分先につきましては、昨年度と変更はございません。処分量につきましても、大きな変更はございませ

ん。また、路盤材の活用先につきましては、参考資料3ページのとおりでございます。こちらは、処理業者が売却いたしました再生材の埼玉県内の利用先でございまして、路盤材や埋め戻し材として利用されております。

○議長（丸山妙子君） 再質疑をお受けいたします。

猪股議員。

[13番 猪股和雄君登壇]

○13番（猪股和雄君） まず最初に、(3)のごみ資源の清掃センター別の搬入見込み量の表でお聞きします。

実は、私は家庭系のごみがずっと増加傾向にある、この間のコロナで一時的に減っているだけかなという、そういう見込みで質問をしたのです。実際どうなっているかということで質問したのですけれども、この資料を出された中の1ページを見て、久喜宮代清掃センターのごみ資源、合わせたものはマイナスの147トン、0.5%という状況を見込んでいる。その上のごみのほうで、家庭系が85トン、マイナス0.5%に対して、ごみ全体ではプラスになっている。率としてはほとんど出てこないわけですけれども。そうすると、事業系のごみが増えているということになるのでしょうか。ちょっと私の予測が違っていたものですから、その点ご説明をいただきたいと思います。

それから、(7)です。特に久喜宮代センター、菖蒲もそうですが、ごみ処理施設焼却炉がかなり老朽化で傷んでいるという実態があるので、修繕に費用がかかるのはやむを得ないわけですけれども、それでもこの間ずっと久喜宮代で言えば1億円以上の費用がかかってくる。それは、だからこそ新焼却炉をこれから建設に入るわけですけれども、それができるまでこれから5年、6年の間、ずっとこれだけの修繕費用がかかっていくということで見込んでいるのでしょうか。その点どう考えているのか、お伺いいたします。

菖蒲についても、昨年が2億円、今年も2億円、修繕の工事の費用が計上されてくる。これも今後の見通しについてお伺いをしたいと思います。

それから、これは考え方がどうなのか、よく分からぬのですけれども、最終処分で路盤材の原料化している、それが管内、私たちの地区から出た焼却灰やばいじんを路盤材として再生利用してもらっているわけですけれども、その再生利用された製品を地域内でできれば使っていったほうが望ましいのだろうというふうに思っているのです。もちろんそれはこの衛生組合でできることではないわけですけれども。久喜市や、あるいは宮代町に対してそうした働きかけはしているのか。あるいは、業者間の取引でやるものだから、全くノータッチで裁量がないものなのかな。どう考えたらいいのかを教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（丸山妙子君） 猪股議員の再質疑に対する答弁を求めます。

業務課課長補佐。

[業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 猪股議員の再質疑にご答弁申し上げます。

令和4年の見込みで久喜宮代のごみ量、家庭系は減になっているが、こちらのほう総合では増になっていて、これは事業系の増によるものかというご質疑でございました。こちらにつきましては、昨年開業いたしました久喜市立学校給食センター及び宮代町の商業施設、こちらのほうの搬入量の増を見込んだもの

でございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求める。

施設課課長。

[施設課長 諏訪忠司君登壇]

○施設課長（諏訪忠司君） 猪股議員の再質疑に対しご答弁申し上げます。

まず、1点目のごみ処理施設老朽化に伴いまして、今後の修繕費用の関係でございます。今後の見通しでございますが、基本的には令和8年度まで右肩下がりで費用のほうは下がってくる見込みでございます。なお、先般の全員協議会の中でもご報告をさせていただきましたが、現在長期の整備計画について見直しを実施しているところでございまして、10月の議会を目途にまた皆様方にそこら辺の内容についてご報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

2点目のご質疑でございます。路盤材につきましては、議員ご指摘のとおり、やはり地域内で出た再生利用のものについては、できるだけ地域のほうで活用が望ましいと私も考えているところでございます。そのような中、過去におきましては令和2年度になりますが、管理者のほうから久喜市のほうに対しまして、再生材のほうの活用をしてもらいたいということで通知のほうをさせていただいているところでございます。引き続き新年度におきましても、同様の内容で活用につきましてお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（丸山妙子君） 以上で猪股議員の質疑を打ち切ります。

休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時35分

○議長（丸山妙子君） では、再開いたします。

引き続きまして、久喜宮代衛生組合一般会計予算について質疑をいたします。

渡辺議員、お願ひします。

[3番 渡辺昌代君登壇]

○3番（渡辺昌代君） 3番、渡辺です。歳出について質疑をさせていただきます。

14ページ、総務費、総務管理費についてです。職員の給与費全体でお伺いいたします。令和4年度の職員体制はどのようになるのか、全職員数、そのうち事務職員数、技能労務職員数、会計年度職員数についてお伺いいたします。前年度との比較もお伺いをいたします。

30ページです。衛生費、清掃費、清掃一般事務管理費の光熱水費なのですが、久喜宮代、そして菖蒲、八甫、それぞれ増額になっているので、説明をお願いいたします。ということで、先ほど訂正があったのですが、増減の比較の金額が少し増になったのかなと思うのですが、初め私計算ミスなのかなと思ったのですが、表示の間違いだったということで、増の金額が非常に多いのです。今回の八甫なんかは1,000万円を超えてるので、この金額の増について説明をしていただきたいなと思います。

30ページ、衛生費、そして清掃費の清掃一般事務管理費（久喜宮代）の市町村総合事務組合特別負担金616万7,000円の説明をお願いいたします。

続きまして、32ページ、衛生費、清掃費です。清掃業務運営事業の公金取扱手数料について、僅かなのですが、久喜宮代7,000円、菖蒲、八甫、それぞれ4,000円計上されております。内容の説明をお願いします。

34ページです。衛生費、清掃費、減量推進事業の中の資源集団回収事業報償金について、久喜宮代では僅かであるけれども、減となっていて、菖蒲、八甫では増となっています。集団回収の団体はどのようになると見込んでいるのか、教えてください。

36ページです。衛生費、清掃費の各センターのごみ収集業務委託や資源回収業務委託をしている事業者も久喜市、宮代町の衛生業務をしているエッセンシャルワーカーであります。この方たちをコロナ感染から守るための対策、例えばサングラスやサーナカルマスク、ゴム手袋や衛生用品、消毒液などが委託料に上乗せをしているのか。しているのであればいいのですけれども、必要でないか、お伺いをいたします。

以上、お願ひいたします。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹 松本弘文君登壇〕

○総務課主幹（松本弘文君） 渡辺議員のご質疑の歳出の1から3について、順次ご答弁を申し上げます。

まず、1でございます。職員給与費につきましては、令和3年度の職員体制を基に、事務職員については普通昇給のみ、技能労務職員につきましては定年退職と普通昇給を見込んで積算したものでございます。なお、令和3年度末におきます定年退職者は、技能労務職員2名でございます。令和4年度における職員数につきましては、事務職員が24人、技能労務職員が9人、会計年度職員が5人、合計38人で、令和3年4月1日と比較いたしましたと事務職員は増減なし、技能労務職員は増減なし、会計年度職員が1人の増、合計1人の増を予定してございます。

続きまして、2でございます。清掃一般事務管理事業の光熱水費につきましては、各清掃センターに係る電気、ガス及び水道料金を計上しているところでございます。令和4年度当初予算におきましては、前年度と比較いたしまして久喜宮代清掃センター669万4,000円、菖蒲清掃センター356万7,000円、八甫清掃センター1,007万5,000円の増と、全ての清掃センターで増額計上となっているところでございます。増加の要因といたしましては、主に世界的な燃料費の高騰等による電気料金の契約単価の上昇分を見込んだことによりまして、令和4年度の電気料金の税込み契約単価は、基本料金が1キロワット当たり1,430円、前年度単価よりも770円の増、従量料金のうち夏季の料金が1キロワットアワー当たり16.87円、前年度単価より1円14銭の増、夏季以外、それ以外の料金が1キロワットアワー当たり15.76円、前年度単価より1円7銭の増となってございます。なお、電気の使用量につきましては、令和3年度使用の見込みと同程度を見込んでいるところでございます。

続きまして、3でございます。本衛生組合におきましては、埼玉県市町村総合事務組合に加入し、常勤職員の退職手当に関する事務を共同処理しているところでございます。市町村総合事務組合特別負担金につきましては、定年退職者に対する退職手当の支給に伴う負担金で、令和3年度末における定年退職者2

名の負担金を計上しているところでございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

業務課課長補佐。

[業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 渡辺議員のご質疑のうち、4から6についてご答弁申し上げます。

初めに、4でございます。公金取扱手数料といたしましては、各センターの窓口に導入いたしましたキャッシュレス決済の利用手数料を計上しております。手数料につきましては、導入当初は無料でございましたが、制度変更があり、昨年10月取扱い分から取引金額の1.98%に消費税を加えた額を手数料として支出することになったことによるものでございます。

次に、5でございます。資源集団回収団体については、今年度が団体登録の更新時期に当たり、現在の登録団体数は久喜宮代清掃センター管内が32団体、前年度比でマイナス4団体、菖蒲清掃センター管内が6団体、前年度と増減なし、八甫清掃センター管内が47団体、前年度と増減なしとなっております。久喜宮代清掃センターにおいては、登録団体数が減少したため、予算も減としたものでございます。また、予算の積算については、従来の実績に基づく平均値から算出する方法から、過去数年間で最も回収量が多かった年を参考に算出する方法へと改めております。コロナ禍の影響を除外した算出となっておりますことから、コロナ禍が新年度も収束しない場合は、3密の回避等団体の活動縮小に伴い、回収量は想定より減少するものと考えております。

次に、6でございます。令和4年度の収集業務委託料の積算に当たり、感染対策用品を含む総合的な新型コロナウイルス感染対策費用として、設計額に一定の割合を上乗せして算出しております。

○議長（丸山妙子君） 再質疑をお受けいたします。

渡辺議員。

[3番 渡辺昌代君登壇]

○3番（渡辺昌代君） 再質疑をします。

全体の職員のところで今プラス1というお話を来たのですけれども、すみません。予算書の中の52ページのところに職員数というところの総括というところに一般職総括で、前年度33から32になっている、この数字がちょっといつも私見るのですけれども、これがよく分からないので、申し訳ない、説明をしてもらっていいですか。この数と今プラス1となったのは、会計年度任用職員がプラス1なので、プラス1ということで、ほかは変わらないということなのですね。このマイナスがどういう意味なのかをちょっと教えてください。全体の総数も変わってくるのかなと、今教えていただいた数だと変わってきます。なので、その関係も教えていただきたいと思います。

2番の光熱水費は、電気代がすごく上がるのだということでびっくりしました。昨年はかなり低かったのですね、この前の年が。それがかなりの増額になっていたので、合計しますと相当な金額になる。2,000万円超えるという金額。節約に頑張っていただきたいなと思います。使用するのは大変なのですけれども、小まめに節約に頑張っていただきないと経費が増してしまうので、努力していただきたいと思います。

それから、3番は分かりました。4番のこれは、昨年なかったので、どういうことなのかなと思ったのですが、キャッシュレス決済ですか。これは、では毎年毎年これから計上されていくということになるの

か、確認させてください。

それから、資源回収の5番なのですけれども、登録団体を増加させるというのは久喜宮代衛生組合の方針でよろしいのですね。今減になってしまったと。このマイナス4団体の減というのは理由は分かりますか。せひともこれを挽回して、資源回収やっていただきたい。資源化を目指していただきたいと思うのですが、令和4年度の取組、お聞かせいただければと思います。

最後の6番ですが、一定程度の割合を算出していくということで了解いたしました。ありがとうございます。

では、以上お願ひします。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の再質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹 松本弘文君登壇〕

○総務課主幹（松本弘文君） 渡辺議員の再質疑に順次ご答弁を申し上げます。

まず最初に、1の職員数でございます。予算書52ページの一般職（1）、総括でマイナス1と表記をされているところでございます。その上の括弧の数字、これはちょっと私の言葉が足らなかつた部分でございますが、括弧の数字、前年度4が前年度（5）、これが再任用の職員でございます。短時間再任用。すなわち職員数としては同じということとなります。比較でいきますと、（1）がプラス、マイナス1がマイナスと、増減ゼロということでございます。

また、53ページ、会計年度任用職員、私先ほど答弁で1人の増と申し上げたところでございます。こちらが、来年度予算を編成している際、4年度に産前産後休暇、育児休暇を取る職員がいるということで、この予算編成後、急遽1人、会計年度任用職員を充てるという形で決定をしたところでございます。すなわち会計年度職員がプラス1というところでございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

業務課課長補佐。

〔業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇〕

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 渡辺議員の再質疑にご答弁申し上げます。

まず、公金取扱手数料についてでございますが、こちらのほうは来年度以降、毎年こちらが計上されることになります。

続きまして、資源集団回収団体でございますけれども、今年度の登録団体数増減の詳細でございますが、久喜宮代清掃センター管内4団体減の内訳は、自治会が1団体、子ども会が1団体、スポーツ少年団が1団体、PTAが1団体となっております。また、八甫清掃センター、こちらのほうは増減なしということでご答弁申し上げましたが、こちらにつきましては自治会が2団体増、子ども会が2団体減ということで増減なしというようなことになってございます。全体的に見まして、子ども会、スポーツ少年団といった子供の少子化等に伴う活動が困難になっているのではないかと私のほうは認識しております。なお、PTAのほうにつきましては、学校の統廃合によりまして、こちらのほう1団体減となったものでございます。

当組合といたしましては、団体数を増やすための対策といたしまして、自治会やPTAなどに新たな資源集団回収を初めていただけるよう、広報で定期的に資源集団回収に関する記事を掲載しております。実

際八甫清掃センター管内で2団体、自治会が新たに応募していただいていることからも、今後もこちらの取組を継続してまいりたいと考えております。

○議長（丸山妙子君） 以上で渡辺議員の質疑を打ち切ります。

では、大橋議員、お願ひします。

[7番 大橋きよみ君登壇]

○7番（大橋きよみ君） 引き続き、歳出について質問いたします。

1、32ページ、33ページ、衛生費、ア、(9)、清掃業務運営事業（共通）、分別アプリ保守業務委託の令和3年度の実績と令和4年度の取組について伺います。

イ、14、15、16、減量推進事業、生ごみ処理機補助金の令和3年度の種類別の実績と令和4年度に向けた取組について伺います。

また、バッグ型のLFCコンポストセットが生ごみから堆肥を手軽に作ることができると若い方の間で話題になっていますが、この補助金の対象となるのか、伺います。

以上です。

○議長（丸山妙子君） 大橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

業務課課長補佐。

[業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 大橋議員のご質疑にご答弁申し上げます。

初めに、1のアでございます。分別アプリ保守業務委託の内容は、アプリの定期保守や障害対応などございます。本年度の実績としては、ごみ分別辞典の対象品目の追加、ごみの出し方の内容更新やお知らせ機能を活用しての新型コロナウイルスに関連したごみの捨て方など、住民の皆様に情報提供を行っております。そして、今年度のダウンロード数は、2月までに3,727件、そして配信開始からの累計ダウンロード数は1万6,834件となっております。来年度につきましても、引き続き分別アプリの各種機能を活用し、様々な情報を迅速に発信していくことで、住民の皆様に当組合の取組を広くお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、イでございます。家庭用生ごみ処理機の補助制度における本年度2月までの種類別の補助実績でございますが、電気式生ごみ処理機が52基、97万2,000円、コンポストが21基、4万3,500円、EM処理容器が13基、1万4,100円となっております。来年度も引き続き補助制度について広報紙やホームページ、分別アプリ、収集カレンダー等で広報することで、住民の皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

また、バッグ型のLFCコンポストセットにつきましては、私どものほうの制度でございます、微生物の活動を利用して厨芥類を分解または発酵させ、堆肥化することを目的として製造された容器、こちらに対して補助を出すという本制度の交付要件を満たしておりますことから、補助の対象となっております。前年度3基、本年度1基の交付実績がございます。

○議長（丸山妙子君） 再質疑をお受けいたします。

大橋議員。

[7番 大橋きよみ君登壇]

○7番（大橋きよみ君） アのほうなのですけれども、分別アプリです。昨日もちよつと回って、市民の方とお話ししているときに、まだ分別アプリのことを知らない方がやはりいらっしゃいました。周知方法をどのように令和4年度取り組んでいくのか、また新しいことを少しやっていったほうがいいのではないかと思うのですけれども、そういういた話合いが、検討事項があったかどうかを伺います。

あと、イのほうの生ごみ処理補助金のバッグ型、トートバッグ型のコンポストなのですけれども、本当に若い方が、雑誌とかにもこちら紹介されていまして、コンポストを育てたいとか、そんな気持ちが無意識に出てきたようで、ごみを分けることが楽しくなりましたとか、我が家は週に2回のごみの日はそれ本当にごみがいっぱいになっていたのですけれども、コンポストを始めてから分別意識が高まったとかという声があったと聞いています。手軽にできるバッグ型やトートバッグ型のこういったコンポストをもっともっと広めていくことで、最初に始めるきっかけになるとも思うのですけれども、こちらの衛生組合のホームページでは、そういうことは紹介されとはいひませんね、今のところ。そういうことで、周知方法とかはどのように今後して、バッグ型やトート型のコンポストの周知方法をどのようにしていくか、何か考えがあれば伺います。

○議長（丸山妙子君） 大橋議員の再質疑に対する答弁を求めます。

業務課課長補佐。

[業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 大橋議員の再質疑に対する答弁を申し上げます。

まず、分別アプリの広報の方法でございますが、こちらにつきましてはこの間皆様にお配りしたごみ収集のカレンダーのほうにも掲載しておりますが、先ほどのご答弁のとおり、広報紙やホームページといった広報媒体にアプリについて掲載するとともに、アプリの機能や設定方法等を記載したチラシを当組合への来庁者に引き続き配布することで、登録の拡大を図っていきたいと考えております。

なお、例年であれば、当組合が参加する久喜市民まつりや宮代町民まつりなどの各種イベントの際にもチラシの配布や、職員によるスマートフォンへのダウンロード補助といった取組を行ってきたところでございますが、議員もご承知のとおり、昨年度及び本年度、コロナ禍により各種イベントが中止になっておったことから、こちらのほうが2年間行われていないというような状況になっております。こちらのほう再開しましたらば、そちらのほうでも周知のほう図ってまいりたいと考えております。

次に、LFCコンポストセット、こちらのトートバッグ型のコンポスト、こちらのほうへの周知方法ということでございますけれども、当組合では定期的に広報紙で家庭用生ごみ処理容器補助制度について掲載しておりますが、その中で機器の特徴について概略を紹介しております。こちらについて、今後バッグ型のコンポストについての記述についても研究してまいりたいと考えております。

○議長（丸山妙子君） 以上で大橋議員の質疑を打ち切ります。

では、泉議員、お願いします。

[6番 泉 伸一郎君登壇]

○6番（泉 伸一郎君） 議席番号6番、泉伸一郎でございます。議案第2号 令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計予算の歳入歳出について、歳出としまして7点質問させていただきます。

1、予算書17ページ、27ページ、29ページにわたりまして、災害補償費の公務災害見舞金について伺い

ます。

- 2、33ページ、企画政策・統計事業、10節需用費の印刷製本費について説明を求めます。
- 3、12節委託料のホームページ保守点検業務委託について伺います。
- 4、ページ35、減量推進事業（久喜宮代）で、負担金、補助及び交付金の生ごみ処理容器等購入費補助金と業務用生ごみ処理機補助金の取組について伺います。
- 5、37ページ、塵芥収集料金事業（久喜宮代）、10節の需用費の印刷製本費について伺います。
- 6、同じく22節の償還金の過誤納還付金について伺います。
- 7、ページ41、（4）、ごみ処理施設管理運営事業（久喜宮代）、役務費の簡易無線局再免許申請手数料について伺います。よろしくお願ひいたします。

○議長（丸山妙子君） 泉議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹 松本弘文君登壇〕

○総務課主幹（松本弘文君） 泉議員のご質疑の1についてご答弁申し上げます。

公務災害見舞金につきましては、久喜宮代衛生組合職員公務際害等見舞金支給条例に基づき、職員の公務上の負傷、疾病、障害、死亡及び通勤による災害に対し、死亡見舞金、障害見舞金、また療養見舞金の区分により見舞金を支給するものでございます。

死亡見舞金につきましては、職員が公務上、または通勤により死亡した場合に、その遺族に対し700万円を支給するものでございます。

障害見舞金につきましては、職員が公務上、または通勤により負傷し、または疾病にかかり、治癒後に身体障害がある場合、その障害の度合いに応じた金額を支給するものでございます。

療養見舞金につきましては、職員が公務上、または通勤により負傷し、または疾病にかかりました場合に、その療養期間に応じた金額を支給するものでございます。

令和4年度当初予算におきましては、災害の発生件数や傷病の度合いなどについて予測ができないことから、科目設定的な計上をさせていただいているところでございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

業務課課長補佐。

〔業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇〕

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 泉議員ご質疑のうち、2から6についてご答弁申し上げます。

初めに、2でございます。企画政策・統計事業における印刷製本費につきましては、広報紙「衛生組合だより」の年4回の発行及びごみを減らしてきれいな街づくり表彰における賞状の印刷や現像代の費用を計上したものでございます。

次に、3でございます。ホームページ保守点検業務委託は、当組合のホームページについて、職員が対応できないような専門知識の必要なページの作成支援、リンク切れ等の定期監視やアクセス数の集計及び月次報告、ソフトウェアや検索システムに障害が発生した場合の対応などのため計上しているものでございます。

次に、4でございます。生ごみ処理容器等購入費補助制度及び業務用生ごみ処理機器購入費等補助制度

については、生ごみ処理容器等を購入された方に対し、上限はございますが、家庭用については購入費用の半額、業務用については3分の2を補助する制度でございます。減量推進事業（久喜宮代）では、次年度予算として生ごみ処理容器等購入費補助金で電気式生ごみ処理機45基、コンポスト19基、AM処理容器10基分を計上しております。また、業務用生ごみ処理機補助金では1基分を計上しております。

来年度も引き続き補助制度について、住民の皆様に対しては広報紙やホームページ、分別アプリ、収集カレンダー等で広報することで、また事業者に対しては補助制度の案内パンフレットや事業系ごみ減量化ハンドブックを活用して周知を図り、利用を促してまいりたいと考えております。

次に、5でございます。塵芥収集料金事業（久喜宮代）の印刷製本費は、家庭ごみ資源物収集カレンダー、外国語版ごみ収集表、分別お願いシール、粗大ごみ処理券、粗大ごみ処理券販売報告はがき、粗大ごみ処理手数料納入書の印刷に係る費用を計上したものでございます。

次に、6でございます。過誤納還付金につきましては、過年度に住民の皆様が購入された粗大ごみ処理券のうち、手数料の改定に伴い利用できなくなったもの、並びに転出等の理由により必要がなくなったものに対し、払戻しを行うために計上しているものでございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

施設課課長。

〔施設課長 諏訪忠司君登壇〕

○施設課長（諏訪忠司君） 泉議員ご質疑のうち、7についてご答弁申し上げます。

簡易無線につきましては、久喜宮代清掃センター場内における受付、料金所、受入れ場所、組合管理棟における業務上の連絡調整を行うため、現在9台所有しております。この簡易無線機ですが、電波法に基づき、利用に当たり無線局の免許の申請をする必要があります。簡易無線局再免許申請手数料につきましては、免許の有効期限が5年間となっており、令和4年度に有効期限を迎えることから、再免許の申請を行い、国に納付するものです。

○議長（丸山妙子君） 再質疑をお受けいたします。

泉議員。

〔6番 泉 伸一郎君登壇〕

○6番（泉 伸一郎君） ありがとうございました。それでは、再質問させていただきます。

まず、1問目の災害補償費の公務災害見舞金なのですが、よく分かりました。これなのですけれども、なぜ29ページの久喜宮代だけが5万円になっているのか、不思議だなと思いまして。なおかつ、その後の菖蒲と八甫には入っていないのですけれども、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

2問目になります。今回予算で212万8,000円ということで、前年度が259万4,000円、令和2年度が348万円ということで、だんだんと減額されているのですけれども、これについて何か減額されるように努力されていることがあるかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

3問目のホームページ保守点検業務委託、よく分かりました。この場合、更新する場合、やっぱりやつていただけるのかどうか。例えば年間何回ぐらい更新されているのかをお伺いいたします。

4番目なのですが、よく分かりました。前段の議員の方も質問されていましたので、この生ごみ処理容器のほうなのですが、2分の1ということで、コンポストが上限2,500円で、EM処理容器が1,500円、電

気式生ごみ処理機が3万円ということで、これ5年間、上2つが2基で電気式が1基だけという形になっているみたいなのですから、これについて割合聞こうと思っていたら、先ほど台数を言わされましたので、大体分かりました。新しいところでバック型LFCコンポストが1基ということを言われていたのですが、これは上限は幾らになるか教えてください。

それから、5番目です。37ページの印刷製本費で、こちらは分かりました。細かく種類が分かれているということで。こちら、令和2年だと356万、令和3年が434万4,000円、令和4年度は448万7,000円ということでだんだん上がっているのですけれども、この増額している中の種類というのですか、カレンダーとかいろいろありましたか、どれが増額になっているかをお答えください。

6問目の過誤納還付金です。分かりました。これなのですけれども、令和2年のときは3万円だったのが、令和3年で20万円に上がって、令和4年度も20万円、同じなのですけれども、これ急に上がったという、その理由をお答えください。

それから、7問目になります。簡易無線局再免許申請手数料で、よく分かりました。これは、人数に関係なく、国に5万8,000円を申請すればよいのでしょうか。そのことだけをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（丸山妙子君） 泉議員の再質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

[総務課主幹 松本弘文君登壇]

○総務課主幹（松本弘文君） 泉議員の再質疑にご答弁申し上げます。

私が1につきましてご答弁申し上げます。まず、金額の違いございます。こちらにつきましては、予算上の計上といたしまして、事務職員、共通経費である事務職員であれば1週間以内、療養期間によって金額は異なっておりますので、1週間以内5,000円が1件だろうと。また、技能労務職員につきましては、例えば3週間を超えて1か月以内といいますと療養見舞金2万円が2件、また1週間以内が2件といったような、過去の実例によって数字を拾って、ないほうがいいのですけれども、このぐらいあった場合にとすることで予算を計上しているところでございます。

また、例えば共通経費、久喜宮代の経費だけ載っていて、菖蒲、八甫がない。こちらについては、近い過去において実例があったところを計上してございまして、仮に菖蒲、八甫でそういった公務災害の事故が発生しましたならば、療養金の見舞いということで科目を設定して、補正をさせていただく、または緊急的に予算を流用させていただく、そのような形で対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

業務課課長補佐。

[業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 泉議員の再質疑にご答弁申し上げます。

初めに、企画政策・統計事業のほうの印刷製本費、こちらのほうの減の理由でございますけれども、衛生組合だより、年4回発行しておりますが、こちらのほう従前は6月発行号、12月発行号が12ページ、その他の月の発行号が8ページということになっておりましたが、本年度に記事掲載月の変更や情報の掲載方法の見直しを行いまして、各号ともに8ページでこちらのほう足りるというような形になりましたので、

来年度予算では8ページで予算計上しているために減額となったものでございます。

続きまして、ホームページのほうで年何回、こちらのほうは更新しているのかということでございますけれども、ホームページ保守点検業務委託でこちらのほう掲載していただくページの更新というのは、よほどの特殊事情がない限り、こちらのほうはございません。主に衛生組合の職員が自分たちで作成して、自分たちでこちらのほうをアップしているような形になります。例えば先ほどありました、久喜市のほうの地番変更によって、様々なシステムへひもづけしてあるところが変わるとか、そういういたかなり困難な更新の場合、そういういたときにこういったところに委託するというような形になってございます。

続きまして、生ごみ処理容器等購入費補助制度、バッグ型のコンポストについては、上限幾らになるのかということでございますが、こちらにつきましてはバッグ型コンポストという名前のとおり、コンポストとして扱っております。ですので、上限は2,500円ということになります。

続きまして、塵芥収集料金事業の久喜宮代、予算増の理由でございますが、来年度の予算増の理由につきましては、粗大ごみ処理券の単価が上昇したことが主な理由でございます。粗大ごみ処理券につきましてはシール式となっており、特殊な用紙を使用しておりますけれども、用紙を仕入れていた製紙業者が事業から撤退したことにより、今後同等の用紙を従前の価格で仕入れができるか不透明な旨、印刷業者から申出がありましたことから、予算時にこちらのほうを増額したものでございます。

続きまして、過誤納還付金、こちらにつきましては令和2年度の久喜宮代の実績が還付枚数682枚、還付金額34万1,000円となってございます。今年度につきましては、2月までで263枚、還付金額が13万2,200円となっているところでございます。この還付金につきましては、主に令和元年10月の粗大ごみ処理券の手数料の金額の改定に伴いまして、500円が550円になったことに伴いまして、そちらに対する還付ということで見込んだものでございます。

昨年度当初少なかった理由といたしましては、こちらのほう大体前年度10月以降で還付のほうはほぼほぼ終わるのではないかと、そのように見込んでいたということでございますが、実際にこちらのほう、還付のほうを見てみると、住民の皆様、購入される際に、この粗大ごみ処理券につきましては手数料改定がない限り、使用期限がないということがございまして、必要な枚数以上にご購入される方が一定数おられるようでございます。そのため、こちら還付の際に5枚とか10枚とか還付されるような方もいらっしゃいます。そういうことで、粗大ごみ処理券がまたご自宅に眠っているといいますか、まだ還付されていない潜在的なものがまだあると見込みまして、令和4年度、こちらにつきましての予算計上のほうを多めに取ってあるという形になってございます。よろしくお願ひします。

○議長（丸山妙子君） 答弁を求めます。

施設課課長。

〔施設課長 諏訪忠司君登壇〕

○施設課長（諏訪忠司君） 泉議員の再質疑に対しご答弁申し上げます。

人数に関係なく、国に申請すればよいのかということでございます。そちらにつきましては、まず手数料の算出根拠を申し上げます。収入印紙代ということで1台当たりの無線機で3,050円、トータルで2万7,450円、ほかに申請及び手数料ということで約3万円ということで、トータルで5万7,450円、現在のところ見込んでございます。

○議長（丸山妙子君） 再々質疑をお受けいたします。

泉議員。

[6番 泉 伸一郎君登壇]

○6番（泉 伸一郎君） ありがとうございました。再々質問させていただきます。

33ページのほうの印刷製本と、あと37ページの印刷製本のほうなのですけれども、これは同じところに出しているのかどうか。また、これというのはこの業者に対して入札とか、そういうものをされているのかをお聞きいたします。

それと、あともう一つなのですが、4問目で、ごみ生ごみ処理容器等購入費補助金なのですが、ずっとこのコンポストだと2,500円、EM処理容器だと1,500円、あと電気式生ごみ処理機だと3万円という形で上限があったわけなのですけれども、なるべくごみを減らすという意味では、この補助金を少し増額するとか、そういう予算がかかってしまうので、大変なのですけれども、税を少なくしていこうという動きも大事だと思うのですけれども、こういうところでは逆に予算を多めにつけていただくというか、そういう考え方があるかどうかをお聞きいたします。

以上、2点よろしくお願ひいたします。

○議長（丸山妙子君） 泉議員の再々質疑に対する答弁を求めます。

業務課課長補佐。

[業務課長補佐 赤羽貴裕君登壇]

○業務課長補佐（赤羽貴裕君） 泉議員の再々質疑にご答弁申し上げます。

まず、印刷製本費関係でございますが、衛生組合だよりとごみ収集のカレンダー、こちらにつきましては指名競争入札で行っております。その他のものにつきましては随意契約という形になっております。

続きまして、コンポストの補助金の見直しということでございますけれども、まず上限につきましては、私どもこの上限が大体販売される金額の2分の1であろうということで見越して設定しております。ですので、こちらのほうにつきましては増減する予定はございません。また、補助金額、購入金額の半額、こちらのほうの補助についても現在のところは検討を行っておらないところでございます。

○議長（丸山妙子君） 以上で泉議員の質疑を打ち切ります。

次に、議案第3号 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての質疑をお受けいたします。

大橋議員、お願ひします。

[7番 大橋きよみ君登壇]

○7番（大橋きよみ君） 議席番号7番、大橋きよみです。

議案第3号 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、(1)、厚生労働省のリーフレットには、不妊や不妊治療に関することは、その従業員のプライバシーに属し、従業員自身から相談や報告があった場合でも、本人の意思に反して職場全体に知れ渡ってしまうことなどが起こらないよう、プライバシーの保護に配慮する必要があること。不治療のみを対象とした休暇制度とすると、治療していることを勤務先に知られたくないと考える従業員が利用しづらくなることから、病気、傷病休暇として取扱い、具体的な治療内容までは問わないなどの工夫をすることで、利用し

やすい制度になると掲載されています。衛生組合規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精としていますが、ほかの治療に対しての考えを伺います。

(2)、不妊治療は頻繁に通院する必要がありますが、1回の治療が短時間で終わる治療もあります。通院に必要な時間だけ休暇を取ることができるよう、年次有給休暇を時間単位で取得できるのか、伺います。

また、フレックスタイム制を導入できる職場は、出退勤時刻の調整ができるようにするなど、柔軟な働き方が仕事との両立につながります。通院に必要な時間だけ休暇を取ることができるのか、伺います。

以上、1回目の質問です。

○議長（丸山妙子君） 大橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹 松本弘文君登壇〕

○総務課主幹（松本弘文君） 大橋議員のご質疑に対してご答弁を申し上げます。

初めに、1でございます。このたびの条例の一部改正につきましては、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を図るため、不妊治療に関する休暇等に係る所要の改正を行うものでございます。令和2年5月に閣議決定されました少子化社会対策大綱におきましては、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進することが掲げられ、また令和4年4月からは不妊治療への保険適用の拡大が予定されているところでございます。こうした社会の流れの中、本衛生組合におきましても不妊治療と仕事の両立を支援するため、新たに不妊治療に係る特別休暇を創設するものでございます。

今回の不妊治療に係る休暇の対象は、不妊等の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病的治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、不妊治療の通院日数の目安や他の特別休暇との均衡等を踏まえ、休暇の期間を1年において5日としたところでございます。このうち体外受精や顕微授精につきましては、他の不妊治療と比較し頻繁な通院を要することから、休暇の期間を1年において10日としたところでございます。なお、休暇の取得に当たりましては、当該職員のプライバシーに十分配慮するとともに、不妊治療を受けることに関して当該職員の勤務環境が害されることがないよう、適切に対応してまいります。

次に、(2)でございます。厚生労働省の不妊治療と仕事の両立ハンドブックによりますと、不妊治療に係る1回当たりの通院時間は、1時間から3時間程度のものが多くを占めております。本衛生組合におきましては、不妊治療のための勤務時間の割り振りの変更、いわゆるフレックスタイムは、現在のところできないところでございますが、不妊治療のための休暇を取得しやすいよう、1時間単位で休暇を取得できるものとしてございます。また、年次有給休暇につきましても、従来から1時間単位で取得できるものとなっており、特別休暇の限度日数を超過した場合におきましても、通院に必要な時間だけ年次有給休暇を取得できるようになっているところでございます。

○議長（丸山妙子君） 再質疑をお受けいたします。

大橋議員。

〔7番 大橋きよみ君登壇〕

○7番（大橋きよみ君） 再質問いたします。

資料の14ページなのですけれども、第22条の2の規則は、こちら治療法まで示さないと休みが取得でき

ないのか、伺います。こちらは、柔軟に対応するのかということをお聞きします。

あと、介護休暇のときの取得の仕方を見させていただきましたけれども、今回この不妊治療についてはこの介護休暇のときのような取り方ができるのか。予定を立てた形で取れるような形になっていたと思うのですけれども、そういう形を取れるのか、伺います。

○議長（丸山妙子君） 大橋議員の再質疑に対する答弁を求めます。

総務課主幹。

〔総務課主幹 松本弘文君登壇〕

○総務課主幹（松本弘文君） 大橋議員の再質疑に対しましてご答弁を申し上げます。

まず、職員の不妊治療に関して、どういったものか等々でございます。こちらにつきましては、現在の不妊治療、例えばタイミング法、排卵誘発法、人工授精、また体外受精、そういう様々なものがございます。こうしたときにやはり職員の体のことでございます。プライバシーを守る、これは当然の配慮かと思ってございます。ただ、現在のところ衛生組合では、休暇を取る職員が紙によって回議していくとかではなくて、直接許可権者、所属長であったり、局長、管理者であったりと、許可権者に直接デジタルで休暇を申請するということになってございますので、それが顕微授精を行うと、そういうことが他の職員に知れるということはないところでございます。また、今回の規則で制定いたしますのは、例えばタイミング法よりは顕微授精のほうが通院日数が長いことから、5日ではなく10日と定めているところ、こちらについてはやはり許可権者に顕微授精を行うから10日というふうに申請をすることとなろうかと思います。こちら辺は5日ではなく、10日だからという視点で、そういう区別になってくるのかなと思います。

また、2つ目の介護休暇、休暇の取り方でございます。当然通院するときに半年をかけて、1週間に1度とか10日に1度とかという形で通院をされる場合、これは当然その期間に合わせ、その時間に合わせて計画を、介護と同様というのでしょうか、同様に計画的に休暇を取得できる。例えばこの日は特別休暇を申請する、1週間先を申請する、こういう計画立てで休暇を取ることもできるように運用したいと考えているところでございます。

○議長（丸山妙子君） 以上で大橋議員の質疑を打ち切ります。

次に、議案第4号 工事請負契約の締結についての質疑をお受けいたします。

渡辺議員、お願いします。

〔3番 渡辺昌代君登壇〕

○3番（渡辺昌代君） 3番、渡辺です。議案第4号 工事請負契約の締結について、3点お伺いします。

1点目です。今後の工事内容について、大まかにスケジュールと併せてお伺いをいたします。

2番目です。参考資料にありました場外排出設備について、焼却処理から資源化処理への切替えについての説明を伺います。

3番です。地元への説明をどのように行うのか、伺います。

以上、お願いします。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の質疑に対する答弁を求めます。

施設課課長。

[施設課長 諏訪忠司君登壇]

○施設課長（諏訪忠司君） 渡辺議員ご質疑の1から3についてご答弁申し上げます。

初めに、1でございます。八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事は、令和4年度から令和5年度の2か年度事業で実施いたします。令和4年度工事は、実施設計、仮設工事、工場製作、機械設備工事、電気計装設備工事を予定しており、全体の約9.1%を実施する計画となっております。令和5年度の工事は、機械設備工事、電気計装設備工事、土木・建築工事、災害対策、機器設備等の性能試験を予定しており、全体の90.1%を実施する計画となっております。

次に、2でございます。現在のし尿処理施設では、し尿や浄化槽汚泥を処理した際に発生する脱水汚泥を、施設内に設置されている焼却炉で焼却処理をしております。工事完了後のし尿処理施設では、発生した脱水汚泥を久喜宮代清掃センターと同様に外部へ搬出し、堆肥化処理をする計画です。

次に、3でございます。現在本工事請負契約については、仮契約の状態でありますことから、議決をいただき、本契約後に地元説明会について請負業者と調整の上、日程や資料等準備が整い次第、実施したいと考えております。準備等が順調に整い、早ければ令和4年5月から6月頃に鷺宮・栗橋生活環境保全協議会を通じ、説明会を実施させていただきたいと考えております。

○議長（丸山妙子君） 再質疑をお受けいたします。

渡辺議員。

[3番 渡辺昌代君登壇]

○3番（渡辺昌代君） 2のほうの参考資料にありました、焼却処理から資源化処理へということで、堆肥化することでお伺いいたしました。これが排出抑制のCO<sub>2</sub>の削減ということでなるのでしょうか、そのことをお伺いしたいと思います。

今回の循環型社会形成推進交付金の交付要件、削減率3%以上とされているというふうに書かれておりますが、組合で目指しているのは、これは削減率はどのくらいを目指しているのか、どのくらいになるのか。これは3%以上をクリアしないと絶対に交付金もらえませんので、それはクリアすると思うのですが、それ以上の削減率の目標を持っているのか。今回の設備されるものは、それが可能なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、説明会の実施についてはその地元、私は地元と書いたのですけれども、地元の方も含め、多くの方にやりますよと広報していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の再質疑に対する答弁を求めます。

施設課課長。

[施設課長 諏訪忠司君登壇]

○施設課長（諏訪忠司君） 渡辺議員の再質疑に対し、ご答弁を申し上げます。

まず、3%の堆肥化について、削減率に含まれるのかということでございます。3%の堆肥化について、削減率のほうには含まれてございません。基本的には機械設備等性能を向上させたものについて削減率に含まれるということでございます。あと、もう一つ、この関連でございまして、全体の二酸化炭素の削減率を組合としてどのくらい見込んでいるのかと。これは、業者のほうの算定値になるわけですが、現状概算でございます。概算で約14.6%程度、これは前後するということを前提でご答弁をさせていただきます。

ますが、最終的に測定した数字がどうなるかというところで変わってくるわけでございまして、一応見込みとして現在のところお聞きいただきたいと存じます。

あと、地元の周知方法でございます。こちらにつきましては、先ほどご答弁申し上げた協議会の中にも行政区長おります。そちらのほうとも調整をさせていただきながら、地元の皆様の要求に基づいて説明会等は実施してまいりたいと。あるいは、以前行われた大規模修繕等については資料配布で対応しているという部分もございますので、どのような形が地元のほうで望まれるのかという部分で対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（丸山妙子君） 以上で渡辺議員の質疑を打ち切ります。

次に、議案第5号 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑をお受けいたします。

質疑はございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 質疑なしとの声がございましたので、議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時43分

○議長（丸山妙子君） 再開いたします。



#### ◎討論・採決

○議長（丸山妙子君） 日程第5、これより討論・採決を行います。

議案第1号について討論をお受けいたします。

まず、反対討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 次に、賛成討論をお受けします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 討論なしのお声がありましたので、直ちに採決に入ります。

議案第1号 令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第2号）について、原案に賛成の方の举手を求めます。

[举手全員]

○議長（丸山妙子君） 举手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号についての討論をお受けいたします。

まず、反対討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 次に、賛成討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 討論なしのお声がありましたので、直ちに採決に入ります。

議案第2号 令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸山妙子君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第3号についての討論をお受けいたします。

まず、反対討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 次に、賛成討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 討論なしのお声がありましたので、直ちに採決に入ります。

議案第3号 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸山妙子君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第4号についての討論をお受けいたします。

まず、反対討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 次に、賛成討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 討論なしのお声がありましたので、直ちに採決に入ります。

議案第4号 工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（丸山妙子君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第5号についての討論をお受けいたします。

まず、反対討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 次に、賛成討論をお受けいたします。

[「なし」と言う人あり]

○議長（丸山妙子君） 討論なしのお声がありましたので、直ちに採決に入ります。

議案第5号 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（丸山妙子君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



#### ◎議長挨拶

○議長（丸山妙子君） 以上をもちまして、本議会に付された案件は全て終了いたしました。

本日は、提出議案に対する慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。



#### ◎管理者挨拶

○議長（丸山妙子君） それでは、管理者の挨拶をお願いいたします。

〔管理者 梅田修一君登壇〕

○管理者（梅田修一君） 久喜宮代衛生組合議会第1回定例会にご提案いたしました議案第1号から議案第5号につきまして、議員の皆様には慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

質疑、質問の中で賜りましたご意見等につきましては、十分検討いたしまして、今後の組合運営に反映させてまいりたいと考えております。今後とも議員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、御礼のご挨拶といたします。大変ありがとうございました。



#### ◎閉会の宣告

○議長（丸山妙子君） これをもちまして、令和4年久喜宮代衛生組合議会第1回定例会を閉議、閉会いたします。

閉会 午前11時48分

## 目 次

提出議案処理結果一覧表	1
組合に対する質問	2

○提出議案処理結果一覧表

議案番号	件 名	上程年月日	議決年月日	議決状況
議案第 1 号	令和 3 年度久喜宮代衛生組合一般会計予算補正予算（第 2 号）について	4・3・1	4・3・23	原案可決
議案第 2 号	令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について	〃	〃	原案可決
議案第 3 号	久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃	原案可決
議案第 4 号	工事請負契約の締結について	〃	〃	原案可決
議案第 5 号	久喜宮代衛生組合職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例	4・3・23	〃	原案可決

## ○組合に対する質問

発言番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨
1	8	斎 藤 広 子	<p>1 コロナ禍の中の久喜宮代衛生組合の在り方について          久喜宮代衛生組合久喜宮代清掃センターでは、視察や社会科見学「夏休み親子で自由研究 3 R でごみを減らそう講座」でごみの現状と減量化にあたり親子で学べる小学生向けの夏休み講座や久喜宮代清掃センターにある施設の見学、リデュース（ごみを出さない）・リユース（何回も使う）・リサイクル（原料として使う）という「3 R」についての勉強会など活発に行われてきたがコロナ禍の中、どの様に進めて行くのか、又環境整備について伺う。</p> <p>(1) 長引くコロナ禍の中、今まで進めてきた、生活で大事なゴミの処理について、小学生の時から学んだり、視察する事は、大きな影響力がある事は、間違いないと思うが、今後どの様に対応して行くのか伺う。</p> <p>(2) 皆さんに衛生組合の仕事や S D G s の観点からの取り組みを正しくご理解頂く為にもユーチューブやタブレット活用など、新しい取り組みを考えて行くべきと思うが如何か。</p> <p>(3) コロナ禍の中、久喜宮代衛生組合の事務所、各処理施設に空気清浄機などの感染予防対策をしっかり行い、エッセンシャルな仕事を担う安全対策整備を整えて行くべきと思うが如何か。</p>
2	13	猪 股 和 雄	<p>1 P E Tボトルを飲料メーカーとの直接契約で「ボトル to ボトル」の水平リサイクルを検討してはいかがか。</p> <p>(1) P E Tボトルのリサイクルの新しい流れとして、「ボトル to ボトル」の水平リサイクルが加速していると言われる。 P E Tボトルをフレークやペレットにして別のプラ製品に再生するよりも、新たな石油原料を加えずに純粋にP E Tボトルとして再生するものであり、資源循環の趣旨を活かすものと考えられる。</p> <p>自治体が飲料メーカーと直接に契約（協定）を締結して、容り協を介さずに引き渡す自治体が増えていると言われるが、久喜宮代衛生組合として、検討をするべきと考えるが、いかがか。</p>

発言番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨
			<p>(2) R 2 年度の 7 1 1 t のすべてが再商品化されていると理解してよいか。</p> <p>2 プラスチック容器包装の収集量と再商品化事業者落札の状況をどう見たらよいか。</p> <p>(1) 令和 3 年度の再商品化事業者落札結果（プラ容器包装）は、コークス炉化学原料化が 2 4 8 1 t （単価 5 3 4 3 8 円／t）、材料リサイクル 6 0 0 t （単価 6 0 9 9 8 円／t）であった。</p> <p>コークス炉原料の単価がやや低くなっているが、この違いはどこにあると考えられるか。久喜宮代衛生組合の分別の品質の違いが影響しているのか。</p> <p>材料リサイクルの割合を増やす方法はないか。</p> <p>(2) 再商品化の約 3 0 0 0 t は、菖蒲・八甫センターのプラ容器包装（R 2 年度実績約 1 0 0 0 t）はほぼ再商品化ルートで、久喜宮代センター（約 3 0 0 0 t）の内の 2 0 0 0 t が再商品化ルート、1 0 0 0 t が焼却と理解してよいか。</p> <p>3 久喜市および宮代町のそれぞれのごみ処理基本計画のごみ排出量の予測に対して、2 0 2 1 年度の実績（予測）量の推移はどうなっているか。評価を伺う。</p>
3	3	渡 辺 昌 代	<p>1 粗大ごみのリユースの促進を</p> <p>コロナ禍によりどこの自治体も家庭から排出されるごみの量が増加している。中でも粗大ごみ収集は増加していると考える。中には新品もしくはそれに近い状態で排出される物もあるのではないか。自分がいらないと思った物でも、他の人にとっては欲しいものかもしれない事や、使える物をごみにしないという考え方から、世田谷区では粗大ごみのリユースを促進するための実証実験をしている。</p> <p>世田谷区では「世田谷区不用品持ち込みスポット」を設置し、本来であれば粗大ごみとして破棄されてしまうものの持ち込みを受け付け、株式会社ジモティーとの連携で成果を上げている。実際には使用に支障がなく譲ったとしても次の方が気持ちよく使える物についてわずかな有償、または無償で譲渡しています。</p>

発言番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨
			<p>久喜宮代衛生組合も取り組みを始めてはいかがですか。伺う。</p> <p>2 コロナウイルス感染症対策費の捻出を</p> <p>今、全国の自治体では、コロナウイルス感染症関連の対策が国による「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」により、様々に対応され進んできている。しかし、前議会で明らかになったように、衛生組合はその対象にならないという事で、「地方創生臨時交付金」が交付されず、対策が遅れている。交付金からは、マスクもアルコール消毒液も空気清浄機も配置されていないという。早急な対応が必要ではないか。</p> <p>各自治体で組合組織を作り、久喜・宮代市民町民のゴミ全般を担っているのであるから、各自治体に国から交付された「地方創生臨時交付金」を衛生組合にも対応させるべきと考える。「コロナ対策経費」として各自治体の「久喜宮代衛生組合負担金」に上乗せを要求し、早急にコロナ対策を進めるべきと考えるがいかがか。</p>
4	9	園 部 茂 雄	<p>1 QRコードの推進と利便性の向上について</p> <p>久喜宮代衛生組合でのQRコード決済が可能となり、コロナ禍において感染対策の一助となっていると思います。</p> <p>そこでQRコード決済の推進と更なる利用者の利便性の向上から以下伺う。</p> <p>(1) QRコード決済の利用状況を伺う。(件数・割合等)</p> <p>(2) 搬入手数料の決済で計量後に、その場でQRコード決済を可能にすることができるいか伺う。</p>

